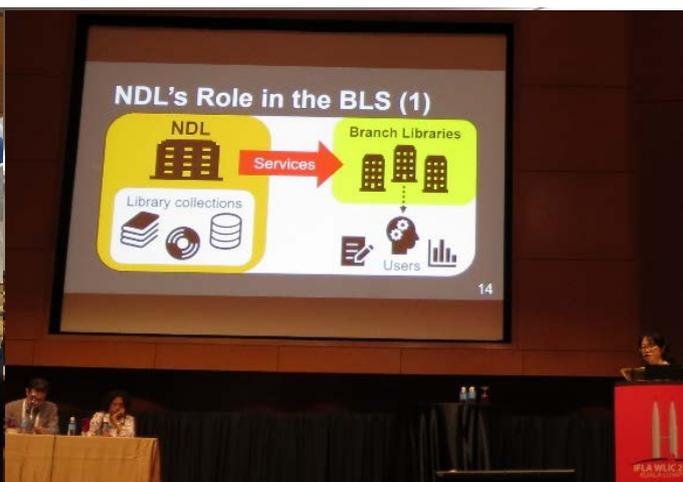


行政・司法各部門の支部図書館と専門図書館の連絡情報誌

# びぶろすーBiblos

83・84 合併号（平成31年4月）



特集：世界図書館情報会議  
（国際図書館連盟（IFLA）第84回  
年次大会）大会

表紙画像：

(左上) 議会図書館分科会 オープンセッションのテーブル・ディスカッションの様子

※記事「議会のための図書館・調査サービス分科会主催の行事に参加して」を参照

(左下) 印刷物を読むことに障害がある人々のための図書館分科会

マラケシュ条約実践ガイド紹介の様子

※記事「印刷物を読むことに障害がある人々のための図書館分科会、レファレンス情報サービス分科会に参加して」を参照

(右上) 政府機関図書館分科会 オープンセッションの様子

※記事「国立国会図書館行政・司法各部門支部図書館制度の意義—行政・司法情報へのアクセスを確保するために」を参照

(右下) 今大会のメイン会場となったクアラルンプールコンベンションセンター

※記事「官庁出版物分科会オープンセッション等に参加して」を参照

## 83・84 合併号（平成 31 年 4 月） 目次

### +++ 【特集：世界図書館情報会議（国際図書館連盟（IFLA）第 84 回年次大会）大会】 +++

『びぶろす』83・84 合併号刊行にあたって 2

国立国会図書館行政・司法各部門支部図書館制度の意義  
—行政・司法情報へのアクセスを確保するために  
国立国会図書館総務部支部図書館・協力課 吉間仁子 3

議会のための図書館・調査サービス分科会主催の行事に参加して  
国立国会図書館調査及び立法考査局総合調査室 小林公夫 6

官庁出版物分科会オープンセッション等に参加して  
国立国会図書館電子情報部電子情報流通課 井上佐知子 10

印刷物を読むことに障害がある人々のための図書館分科会、レファレンス情報サービス分科会に参加して  
国立国会図書館利用者サービス部人文課 青山真紀 13

+++++

平成 30 年度国立国会図書館長と行政・司法各部門支部図書館長との懇談会  
国立国会図書館総務部支部図書館・協力課 17

+++++

平成 30 年度第 104 回全国図書館大会（東京大会）第 19・20 分科会に参加して  
—明日から始める！土業連携と図書館—  
東京大学附属図書館柏地区図書館 坂牧一博 19

#### 【支部図書館紹介】

支部特許庁図書館を見学して  
海上保安庁装備技術部管理課 鮫島一洋 21

#### 【専門図書館紹介】

お茶の水女子大学附属図書館を見学して  
支部総務省統計図書館 熊澤建治 23

国立国会図書館の書誌データをご利用ください！ 26

平成 31 年度国立国会図書館行政・司法各部門支部図書館職員研修等について 27

日誌（平成 30 年 11 月～平成 31 年 3 月） 28

国立国会図書館刊行物紹介（平成 30 年 11 月～平成 31 年 3 月） 29

## 『びぶろす』83・84 合併号刊行にあたって

『びぶろす』83・84 合併号は、2018 年 IFLA クアラルンプール大会から 5 つの分科会に関連する会議の報告を中心に構成しました。

IFLA（国際図書館連盟、International Federation of Library Associations and Institutions）は 1927 年に設立された、約 140 か国の図書館協会や国立図書館などの機関を主な会員とする、国際的な団体です。図書館をめぐる世界共通の課題に取り組んでおり、毎年夏に開催される年次大会では、最新の知見に関する発表や意見交換が活発に行われます。

第 84 回年次大会は、マレーシアのクアラルンプールで 2018 年 8 月 24 日から 30 日にかけて開催され、世界各国から約 3,500 名が参加しました。国立国会図書館からも職員を派遣し、各分科会の会議などに参加しました。

今号の『びぶろす』では、このうち、支部図書館制度 70 周年を記念して、その積み上げてきた歴史と経験を広く共有することができた政府機関図書館分科会での発表要旨のほか、議会のための図書館・調査サービス分科会、官庁出版物分科会、印刷物を読むことに障害がある人々のための図書館分科会及びレファレンス情報サービス分科会等の参加記 3 件を掲載しています。

この特集を通じ、国際的な図書館の動向にもご関心をお持ちいただければ幸いです。

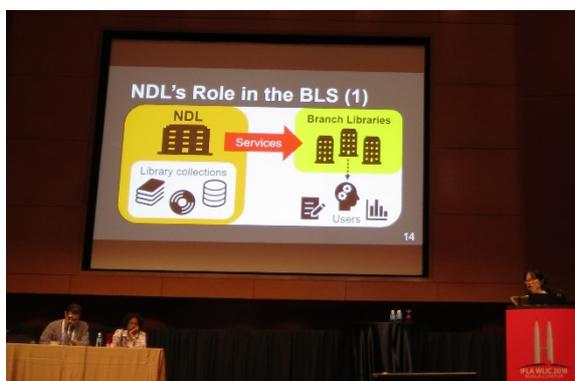
（編集担当）

【特集：世界図書館情報会議（国際図書館連盟（IFLA）第84回年次大会）大会】

# 国立国会図書館行政・司法各部門支部図書館制度の意義—行政・司法情報へのアクセスを確保するために

国立国会図書館総務部支部図書館・協力課 吉間 仁子

世界図書館情報会議（[国際図書館連盟（IFLA）](#)第84回年次大会）大会の[政府機関図書館分科会](#)のセッションのテーマは、「[（国際連合の）持続可能な開発目標（SDGs）](#)による情報に基づく政策を通じた社会変革」であった。2018年8月28日に開催された本分科会オープンセッションにおいて、支部図書館制度の概要と、それが[SDGsの目標16](#)と通底していることについて発表したので紹介する（なお、記事として読みやすいように、発表内容<sup>1</sup>を一部編集した）。



オープンセッションにおいて報告する筆者

## 1. はじめに

[国立国会図書館](#)は、日本の唯一の国立図書館であり、立法府に属する議会図書館でもある。国立国会図書館と[支部図書館制度](#)は、[国立国会図書館法](#)により、1948年に創設された。これらは、立法・行政・司法が正しい情報に基づいて行われるべきであるという、戦中の情報統制への反省によるものであった。

国立国会図書館法が定める、国立国会図書館のサービス対象は、(1)国会、(2)行政及び司法の各部門、(3)国民である。このうち(2)に対するサービスは、支部図書館制度を通じて行われている。この制度は、正しい情報に基づく立法・行政・司法の執行と、国民による行政・司法情報へのアクセスの確保を目的としたものである。これらの目的は、SDGsの目標16が目指す「有効で説明責任のある透明性の高い（公共）機関を発展させる」こと、「情報への公共アクセスを確保する」ことと共通する。

## 2. 支部図書館制度の概要

国立国会図書館法は、国の行政府省庁及び最高裁判所に設置されている図書館を、その組織の図書館であるとともに、国立国会図書館（支部図書館制度においては「中央館」という。）の支部図書館として位置づけている。2018年現在では、33の支部図書館（分館6館を含む）がある。各館の職員は、それが所属する行政・司法各部門の職員が任命されており、総計173人に上る。合計して、3万点の図書と延べ48,000タイトルの逐次刊行物を所蔵している。

支部図書館の基本的な役割は、行政・司法各部門のそれぞれの所掌分野の専門図書館として、閲覧・貸出・レファレンス等の図書館サービスを提供することにより、その職員に

<sup>1</sup> プレゼン資料は、以下に掲載されている。  
[http://www.ndl.go.jp/international/news/2018/IFLA2018\\_3.pdf](http://www.ndl.go.jp/international/news/2018/IFLA2018_3.pdf)

対して業務遂行を支援することである。そのために、各支部図書館では、所掌する専門分野の資料の収集や整理を行っている。

支部図書館制度は、立法・行政・司法の三権にまたがる図書館ネットワークである。各支部図書館間、支部図書館と中央館との間で連携することによって、様々なサービス等に取り組んでいる。

### 3. 納本制度や資料交換における支部図書館の役割

各支部図書館は、納本の窓口という重要な役割も担っており、官庁出版物の包括的な収集に貢献している。日本の [納本制度](#) の下、行政府省庁及び裁判所は、その刊行物を一定数、国立国会図書館に納本することが義務付けられている。中央館は、支部図書館を通じて又は関係職員が直接持参することで、納本資料を受領している。

官庁出版物の収集の際に、支部図書館は余部を受領することがある。こうした余部は、いったん中央館に送付され、他の支部図書館に再配布されることで、言わば資料の寄贈・交換が行われる。こうして、支部図書館全体は、官庁出版物の巨大なコレクションを有するネットワークを形成している。

そのために、1週間に1回、連絡便と呼ばれる自動車が都心の支部図書館を巡回している。これにより、中央館は、支部図書館を通じて官庁出版物を収集し、支部図書館は、相互に資料を交換する。

### 4. その他のサービス

中央館は、国の唯一の国立図書館として、納本制度によって収集した民間の刊行物を含む全分野の資料を、支部図書館の利用に供している。また、支部図書館のために役に立つ電子ジャーナルや索引データベース等を提供

している。各支部図書館は、相互貸借、複写及びレファレンス・サービスを通じて、中央館の膨大な情報資源を活用することができる。

さらに、中央館は、各支部図書館の OPAC を横断検索するシステムを運用し、相互貸借に役立てている。また、中央館は、各支部図書館の運営について助言したり、研修を実施して人材育成を支援したりしている。

言うまでもなく、支部図書館を通じて収集された官庁出版物は、国立図書館である中央館において国民が知識と情報を得るためにも供されている。

また、支部図書館の中には、国民に公開している館もある。例えば、支部 [農林水産省図書館](#) は、支部 [林野庁図書館](#) と共同で運営して、一般利用者也入館しやすいよう、専用の入口を設けている。こうして、支部図書館は、専門的な主題の研究者等に情報へのアクセスを提供しながら、一方でその所属する行政府省庁及び裁判所の政策や取組を広報する役割も担っている。

### 5. SDGs の目標 16 との関係

1948年に開設された支部図書館制度は、本年で70周年を迎えた。支部図書館制度の責務は、70年間かけて経験を積み重ねながら遂行されてきた。これらの責務は、本セッションのテーマである、SDGs と通底する。中央館と支部図書館が積み重ねてきた経験は、本分科会にとって参考になると考える。

支部図書館制度の責務と [SDGs の目標 16](#) は、次のような関係にある。

支部図書館は、行政府省庁及び裁判所の職員に必要な正確な情報を提供することにより、効果的な政策形成を支援することができる。これは、16.6「有効で説明責任のある透明性の高い（公共）機関の発展」の趣旨に合致する。

また、支部図書館は、官庁出版物の納本の窓口と他の支部図書館への交換・寄贈業務を担う。こうして収集された資料は、中央館及び一部の支部図書館を通じて、一般にも供されている。これは、16.10「情報への公共アクセスの確保」の趣旨に合致する。

## 6. 今後の課題

日本では 1990 年代半ばから行政の情報化推進が始まり、現在の電子政府の取組に至っている。これは、より多くの情報が、一般向けにオンラインで公開され入手できるようになったということであり、それ自体は歓迎すべきことである。かつては官庁出版物を収集し、納本することが、支部図書館が自らの組織の公開情報を網羅的に把握することにつながっていた。しかし、現在では、各業務の担当部門が電子的に作成したデータを、図書館を通じることなくインターネット上で公開するため、支部図書館が必ずしも全てのデータを把握できているとは言えない状況となっている（こうした資料は納本制度から漏れてしまうこととなったが、中央館は国立図書館として、[国等が発信するインターネット資料の制度的収集](#)を行っている）。

一方で、支部図書館の親組織である行政府省庁及び裁判所においても、情報公開と透明性の確保、国民への情報アクセスの保障、知識のオープン化（オープンガバメント、オープンサイエンス等）、「根拠に基づく政策形成」（EBPM）等を視野に入れた活動の強化が期待されている。こうしたことは、SDGs の目標 16 の重要な要素と言える。

これまでの 70 年で支部図書館制度は重要な発展を遂げてきた。しかしながら、本セッションのテーマである SDGs の目標を達成するためには、より機能的な制度を発展させる必要がある。支部図書館が各行政省庁及び

裁判所の中で、政策形成のために情報を集め、提供していくこと、そして、国民が行政・司法情報に持続的にアクセスできるようにすることは、ますます重要となっている。中央館と支部図書館制度の積み重ねてきた経験は、本セッションの議論に大いに参考になると確信する。

（よしま さとこ）

【特集：世界図書館情報会議（国際図書館連盟（IFLA）第84回年次大会）大会】  
**議会のための図書館・調査サービス分科  
会主催の行事に参加して**

国立国会図書館調査及び立法考査局総合調査室 小林 公夫

## 1. はじめに

[国際図書館連盟](#)（以下「IFLA」という。）には分野、地域等別の分科会（Section）が多数設けられており、その一つに「[議会のための図書館・調査サービス分科会（Library and Research Services for Parliaments Section）](#)」（以下「議会図書館分科会」という。）がある。[国立国会図書館](#)（以下「NDL」という。）には、NDLが国会議員に提供する立法調査サービスを担う組織として調査及び立法考査局（以下「局」という。）が置かれており、議会図書館分科会がIFLA年次大会（以下「年次大会」という。）に合わせて開催する様々な行事には、局の職員が例年参加している。

筆者は、2018年8月24日から30日まで開かれた年次大会（[IFLA2018](#)）に合わせてマレーシアのクアラルンプールで開催された議会図書館分科会の行事に参加する機会を得た。ここにその概要等を記し、読者の参考に供することとしたい。



IFLA年次大会登録エリア付近の看板  
（人気の撮影スポット）

## 2. プレコンファレンス

議会図書館分科会では、年次大会の前に、開催国の議会の施設を用いて数日間（近年では2～5日間）プレコンファレンスを開催するのが例となっている。ところが、マレーシアでは2018年5月に議会の下院議員総選挙が行われ、1957年の独立以来初の政権交代があったばかりであり、議会側の受入れ態勢が整わないとの理由で、年次大会の会期中に、年次大会の会場であるクアラルンプール・コンベンションセンター（Kuala Lumpur Convention Centre：KLCC）において、1日（8月24日）のみの開催となった。年次大会のプログラムに「調査の日（Research Day）」として記載されたこのプレコンファレンスには、世界中の国（地域を含む。以下同じ。）から100人を超える参加者があった。

テーマは、2018年の年次大会のテーマ「図書館の変革、社会の変革」に合わせた「変化する顧客ニーズに対応するための議会図書館・調査サービスの変革」であり、マレーシアの議会図書館によるプレゼンテーションとワークショップが実施された。

ワークショップにおいては、2017年から策定に向けての作業が開始された「議会のための図書館・調査サービスに係る倫理ガイダンス」が取り上げられた。現在作成中のガイダンス案として後述の7種類の[チェックリスト](#)が配付され、プロジェクト・リーダーのイアン・ワット氏（欧州議会調査局）による報告の後、チェックリストごとにグループに分かれ、意見交換が行われた。チェックリスト

は、①任務、②運営上の自律性、③サービスへのアクセス、④資源配分、⑤実施方法、⑥スタッフ、⑦議員の権限・影響力の7種類計55項目あり、各項目について「非常に重要」・「有用」・「有用でない」・「実用的でない／高リスク」・「実施済み」のチェック欄が設けられていた。参加者は、全ての項目をチェックした上で、年次大会の会期中に提出することを求められた。このガイダンスは、今回の意見交換等の結果を踏まえた精査の上、2019年の完成が予定されている。

### 3. 年次大会におけるセッション等

年次大会においては、議会図書館分科会が主催／共催する様々なセッション等に参加した。ここでは、オープンセッションとネットワーキング・イベントについて紹介する。

#### (1) オープンセッション

「議会に影響を及ぼすための図書館・調査サービスの変革」をテーマとして、8月28日午後開催された。筆者を含む6人の報告者がそれぞれ10分程度の報告を行い、最後に聴衆に向けて2つの質問を提示し、その後、その質問について各報告者を囲んでのテーブル・ディスカッションが行われた。

筆者は、局が人材育成のために30年以上にわたって毎年実施している部内研修を取り上げ、インターネットの出現といった情報環境の変化及びこれに伴う国会議員のニーズの変化を背景として、2000年以降研修科目を拡充してきたことを報告した。



オープンセッションにおいて報告する筆者

なお、筆者以外の報告者の所属(報告内容)は、①[カナダ議会図書館](#)(同図書館が公開している議会情報データベースの大規模リニューアル)、②[ブラジル連邦議会下院図書館](#)(同図書館におけるサービス改善に向けたデザインシンキングの実践)、③[フィリピン・デ・ラ・サール大学](#)(同国下院図書館における法律情報データベースの構築事業)、④[英国議会下院図書館](#)(議会図書館におけるソーシャル・メディア活用の利点、課題等)、⑤[欧州議会調査局](#)(最新の情報フォーマットを用いた同局作成資料の発信)であった<sup>1</sup>。

筆者の報告に係るテーブル・ディスカッションは、前述のワッツ氏を進行・調整役として、シンガポール、タイ、ミャンマー、ケニア、ナミビア、ザンビア等の議会図書館員等の参加を得て行われた。時間の都合で、国会議員のニーズの変化に対応するための人材育成に向けた各図書館等の取組についての意見交換が中心となった。局のように講師の大半を職員が務める研修を組織的に実施している例は見られなかった。

<sup>1</sup> 各報告者が用いた資料は、[IFLA 公式ウェブサイト](#)の[議会図書館分科会のページ](#)の[Publications](#)の中にある[IFLAPARL at the 84th IFLA World Library and Information Congress \(WLIC\), Kuala Lumpur, 2018](#)に掲載されている。



テーブル・ディスカッションの様子

## (2) ネットワーキング・イベント

8月27日の午前・午後に、会議場外の通路に置かれたテーブル・セットにおいて実施されたイベントであり、参加者は、①調査・情報の成果物のデザイン、②ソーシャル・メディアの利用、③議会のための図書館・調査サービスの影響度の測定方法、④主題分類法の開発等、⑤国連の「[2030 アジェンダ](#)」<sup>2</sup>に議会図書館が貢献できる方法、という5つのテーマから任意の2つを選んでテーブル・ディスカッションに加わった。今年のプレコンファレンスの開催期間が1日にとどまったことから、議会の図書館・調査機関に共通の話題について自由に意見交換することを目的として実施された企画であり、非公式行事との位置付けであったが、筆者は③と②に参加し、興味深い意見を聞くことができた。

③においては、「サービスの影響度とは議会や議員の活動の成果として結実するものでなければならず、サービスに対するフィードバック（満足度等の反応）とは異なり、可視的ではなく、測定は困難である」との見解が示されたことが印象に残った。「議会図書館等は、議会の審議等を常にモニターしているわけにもゆかず、提供したサービスがどの程度影響

を及ぼしたのかを客観的に測定することは困難ではないか」、「各議会図書館等が示すことができるのは提供したサービスに関する統計程度ではないか」、「将来的に人工知能（AI）が発達すれば測定が可能になるかもしれない」、等の意見が述べられた。

②においては、情報発信手段としてのソーシャル・メディアを利用する取組について国や機関によって相当程度の開きがあることが分かった。参加者の中で最も先進的な取組を行っていたのはブラジル連邦議会上院図書館であり、ソーシャル・メディアの利用についての方針が策定されており、複数の専任スタッフも配置されているということであった。ちなみに、NDLでもソーシャル・メディアを利用しているものの、局では今のところ利用していない。ソーシャル・メディアの利用の在り方についてはオープンセッションの報告でも取り上げられており、議会図書館等が直面している課題の一つと言える。

## 4. 常任委員会の会議

8月24日と27日に議会図書館分科会の常任委員会の会議が開催された。筆者は、NDLの常任委員代理として、オブザーバー出席した。

議会図書館分科会の1年間の活動に関し、様々な報告や検討が行われた。その内容の詳細は[議事録](#)に譲り、ここでは2点記すにとどめる。

年度活動計画案の検討においては、2019年の策定を目指して作業が進められている[IFLA グローバルビジョン（IFLA Global](#)

<sup>2</sup> 「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」。17の持続可能な開発目標

（Sustainable Development Goals: SDGs）及び169のターゲットから成る2030年までの国際的な開発目標で、2015年9月に採択され、2016年1月1日から施行された。2030アジェンダをめぐるIFLAの取組については、例えば武田和也「[国連2030アジェンダと図書館：IFLAのツールキット](#)」『カレントアウェアネス-E』No.297(E1763),2016.2.4を参照されたい。

[Vision](#)<sup>3</sup>への言及があった。その [報告概要「図書館の注目すべき役割と目指すべき活動トップ10」](#)に掲げられた事項のうち、10「図書館は若き専門家に、学習、開発及び主導の効果的な機会を提供しなければならない」が議会図書館分科会にとっては特に重要とされ、具体的な取組として、例えば40歳未満の調査員による会合を開いてはどうかといった意見が出された。

また、各地域の議会図書館ネットワークの活動報告の一環として、アジア太平洋議会図書館長協会 (Association of Parliamentary Librarians of Asia and the Pacific : APLAP) の第12回大会の予告がなされた。この大会は、NDLをホスト館として2018年10月31日から11月2日まで東京で開催され、IFLA議会図書館分科会常任委員会議長のスティーブ・ワイズ氏 (英国議会下院図書館) も報告者として参加した。

## 5. おわりに

8月25日に行われた年次大会の開会式には、マレーシアのマハティール首相によるビデオ・メッセージが寄せられた。その中で、同首相が情報の大切さを強調していたのが印象的であった。

また、様々な国の議会図書館等における取組を知る中で、日常業務ではなかなか考えが及ばないような議会サービスをめぐる課題を認識することができたことは、大きな収穫であった。

(こばやし きみお)

(本稿は、筆者が調査及び立法考査局政治議会調査室在籍中に執筆したものである。)

---

<sup>3</sup> 現代の図書館が直面する課題は全世界の図書館が連携し包括的に対応することによってのみ克服可能との認識の下、全世界の図書館による議論を通じた将来ビジョンを策定する取組をいう (武田和也「[議論を通じた将来ビジョン策定の取組 “IFLA Global Vision”](#)」『カレントアウェアネス・E』No.348(E2034), 2018.6.14)。2018年7月に公表された[報告概要](#)によれば、190か国の全ての世代・館種の図書館員が議論に参加しているという。

# 【特集：世界図書館情報会議（国際図書館連盟（IFLA）第84回年次大会）大会】 官庁出版物分科会オープンセッション等 に参加して

国立国会図書館電子情報部電子情報流通課 井上 佐知子

## 1. はじめに

IFLAの分科会の一つである官庁出版物分科会で報告を行う機会を得て、2018年8月、マレーシアのクアラルンプール市内にあるクアラルンプールコンベンションセンター（Kuala Lumpur Convention Centre：KLCC）をメイン会場として開催された[IFLA2018](#)に参加した。



クアラルンプールコンベンションセンター

本稿では、報告を行った官庁出版物分科会オープンセッション及び合わせて参加した他セッションの様子を紹介する。

## 2. 官庁出版物分科会オープンセッション

8月29日（水）午前中に官庁出版物分科会オープンセッション「Global E-Government: Trust, Transparency, and Transformation - Government Information and Official Publications」が開催された。本セッションはペーパー発表であり、事前にセッションのテーマに沿ったペーパーを事務局に提出したものがIFLAの公式ウェブサイト<sup>1</sup>で公表されるとともに、オープンセッションではその内

容を要約したプレゼンテーションと質疑応答を行うという形式で進められた。

報告者は筆者を含めて4名であり、「[国境なき図書館](#)」からは市民のデジタルリテラシー向上のための取組、[ナイジェリア大学](#)からは電子政府の導入による汚職の抑制に関する調査、マダガスカル高等教育省からはオープンデータ化を通じた災害対応力向上の取組、と多岐にわたるテーマで報告があった。特に図書館がデジタルリテラシーの向上に役割を果たすべきだとする「国境なき図書館」の提言に関しては参加者の関心が高く、会場からの質問を受けて議論が深められた。



オープンセッションでの当館発表の様子

国立国会図書館からは[国立国会図書館東日本大震災アーカイブ「ひなぎく」](#)をテーマに、公開に至るまでの経緯と現状、他機関アーカイブとの連携等による震災資料の収集方法、及び今後の課題を中心に報告を行った。同アーカイブについては、公開年の2013年に開催されたIFLAシンガポール大会でも報告<sup>2</sup>を行っており、今回が2回目となる。震

<sup>1</sup> [IFLA Library](#) 中の [Session 233 - Global E-Government: Trust, Transparency, and Transformation - Government Information and Official Publications](#)

<sup>2</sup> 発表内容は [IFLA Library](#) 中の [National Diet Library's efforts to build the Great East Japan Earthquake Archive and its current status](#) 参照

災直後早い段階から記録の収集と保存が試みられたことを評価する意見も頂き、会場からの質問を受けて、収集対象とする記録の範囲や当館を含めた国内の震災アーカイブの持続可能性についても詳しく紹介することができた。

### 3. 他分科会のオープンセッション

大会期間には、各分科会の常任委員会や特定の参加者向けの特別セッションに加え、100を超えるオープンセッションが開催され自由に参加することができた。筆者が参加したいくつかのセッションの中で興味深かった話題について、簡単に御紹介したい。

8月27日(月)の午後に開かれた文献提供・資源共有分科会主催オープンセッションでは、デジタル化が進んだ社会における資源共有の在り方の変容が取り上げられた。中でも [カリフォルニア州立図書館](#) から「Zip Book」として報告された取組<sup>3</sup>は、利用者が図書館の予算でオンライン書店から希望する本を購入し読了後に図書館に送付することにより、同じ本を図書館間貸出等で手配した場合のサービス所要時間や図書館から利用者への本の配送コストを削減するというものであった。当然ながら会場からは図書館員の重要な役割である選書を利用者の自由意思に委ねることの是非について質問がなされたが、報告者からは、この枠組みによる本の購入はあくまでコレクションの一部であること、実際購入された本も利用者の需要を反映したものでありその点の評価すべきであることを理由に、問題ないとの認識が示された。なお、購入を決め最初に書店から配送を受けた利用者が、利用後その本を図書館に返却しない問題も想定されるが、その確率は通常の貸出しの

延滞と同程度とのことであった。

8月28日(火)の午前中に開かれた著作権及び法的諸問題(CLM)諮問委員会主催オープンセッションでは、21世紀の著作権に関する諸問題と題して、様々な図書館から著作権に関連する報告がなされた。[ピッツバーグ大学](#)からは、近隣の図書館の著作権問題を担当する職員のネットワークを作り、相互の相談や情報交換を進めているとの報告があり、また、中国の [国家科学図書館](#)からは、図書館員の著作権問題に関する意識を高めるべく、図書館員を対象に、著作権問題についての講習を実施しているとの報告があった。著作権に関する法制度や関連する課題は国によって様々であるが、図書館サービスを行う上で著作権問題への対処が避けて通れない課題であり、図書館員の研鑽による専門知識の涵養が求められている状況が伺われる。

### 4. おわりに

筆者にとって、今回が初のIFLA年次大会参加であり、開会式や閉会式、新規参加者向けに行われたセッションも興味深いものであった。大会には開催地の図書館員だけでなく多くの市民ボランティアが参加して会場整理等に当たっており、図書館が社会に果たす役割を市民に伝える一助にもなっていたように思われる。



新規参加者向けセッションの様子

今回のIFLAはアジア圏かつイスラム文化

<sup>3</sup> 詳細は [IFLA Library](#) 掲載のペーパー “Zip Books” : Using the Online Marketplace to Build Stronger Collections and Higher Customer Satisfaction By Delivering Books Quicker at Lower Cost を参照

圏でもあるマレーシアでの開催ということもあり、近隣諸国やイスラム文化圏からの参加と思われる参加者も多く、多様性に富んだ会議であった。日常業務の中で見聞きする機会の少ないアジア諸国や中南米、アフリカの参加者からの報告や質問に触れ、各国の図書館とその課題について見聞を広める貴重な機会となった。

ペーパー及び発表原稿の準備に御協力頂いた多くの皆様に感謝申し上げます。

(いのうえ さちこ)

# 【特集：世界図書館情報会議（国際図書館連盟（IFLA）第84回年次大会）大会】 印刷物を読むことに障害がある人々のための 図書館分科会、レファレンス情報サービス 分科会に参加して

国立国会図書館利用者サービス部人文課 青山 真紀

## 1. はじめに

筆者は、[世界図書館情報会議（国際図書館連盟（IFLA）第84回年次大会）大会](#)にポスターセッションの発表担当として参加したほか、利用サービス関連を中心にいくつかの分科会にも参加する機会を得た。本稿では、印刷物を読むことに障害がある人々のための図書館分科会とレファレンス情報サービス分科会の二つのオープンセッションについて報告する。なお、各セッションの予稿の一部は[IFLA Library](#)で公開されている。



大会開会式の様子

## 2. マラケシュ条約と図書館の役割

[印刷物を読むことに障害がある人々のた](#)

[めの図書館分科会（Libraries Serving Persons with Print Disabilities Section :](#)

[LPD](#)）は、視覚障害者等の読書が困難な人々にも公平で利用しやすい図書館サービスを提唱し、グローバルにアクセス可能な図書館の整備等を目標に活動している。セッションは「マラケシュ条約<sup>1</sup>の発効－図書館の役割（Marrakesh Treaty in force - the role of libraries）」をテーマとし、(1)[トロント大学スカーボロ図書館](#)、(2)[支援技術開発機構](#)、(3)[世界知的所有権機関（World Intellectual Property Organization : WIPO）](#)、(4)[DAISYコンソーシアム](#)、(5)[Conector Foundation・Red CDPD](#)が報告し<sup>2</sup>、マラケシュ条約の運用面で重要な役割を担う図書館にとって、実践的で示唆に富む内容であった。

(1)では、IFLAが図書館員向けの実務指針として作成した[マラケシュ条約実践ガイド](#)について、執筆、編集に携わった Victoria Owen氏から紹介があった。ガイドはFAQ形式で書かれており、「マラケシュ条約とは何か」等の基本的な事項から、「アクセシブルフォーマットとは何か」「対象となる著作物は何

<sup>1</sup> [Marrakesh Treaty to Facilitate Access to Published Works for Persons who are Blind, Visually Impaired, or otherwise Print Disabled](#)（盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約）

<sup>2</sup> それぞれの報告者、タイトルは以下のとおり。

(1)Victoria Owen “The Right Guide: Making Marrakesh Come to Life”

(2)Hiroshi Kawamura “Impact of the WIPO Marrakesh Treaty on International Cooperation for Library Services to Persons with Print Disabilities”

(3)Michele Woods “Accessible Book Consortium and implementing the Marrakesh Treaty”

(4)Dipendra Manocha “Building Capacity for Marrakesh Treaty Readiness”

(5)David Ramírez-Ordóñez, Virginia Inés Simón and Leonardo Ramírez-Ordóñez “The Marrakesh Treaty and stories of librarians in Latin America”

か]「アクセシブルな資料を所蔵する図書館について調べるにはどうすればよいか」等、具体的な内容も含まれている。また、実務に直結する情報として、現在利用可能な検索、国際交換のサービス（[Accessible Books Consortium](#)（以下、「ABC」という）[Global Book Service](#)（後述（3）参照）のほか、[Bookshare](#)、[HathiTrust](#)、[Internet Archive](#)等）や、アクセシブルフォーマット資料の制作ガイドへのリンクも紹介された。

当日、IFLAのウェブサイトでも[ガイドの公開が告知](#)され、現在、[著作権及び法的諸問題（Copyright and other Legal Matters : CLM）](#)[諮問委員会](#)の刊行物のページに、英、仏、スペイン、ロシア、スウェーデン語版の[ガイド本文](#)<sup>3</sup>が掲載されている。



マラケシュ条約実践ガイド紹介の様子

(2)では、支援技術開発機構副理事長の河村宏氏から、アクセシブルな電子書籍の国際標準規格である DAISY/EPUB や、アクセシビ

リティ機能を持つウェブサイト<sup>4</sup>、テレビ放送で字幕や手話を表示することができる IPTV<sup>5</sup>等の技術について、実演を交えて説明があった。また、図書館間の国際協力によって、意識の向上、各国におけるマラケシュ条約の批准と著作権法改正への支援、必要な技術の伝達、能力開発、持続可能なビジネスモデルの開発が可能になると期待されることが述べられた。

(3)は、WIPO 等が運営する [ABC](#)による、アクセシブルな資料のオンライン目録であり、国際交換のプラットフォームである [The ABC Global Book Service](#)についての発表で、加盟機関数やタイトル数<sup>6</sup>、最近加盟した図書館、利用が多いユーザー<sup>7</sup>や言語<sup>8</sup>等の報告、サービスの利点<sup>9</sup>、検索からダウンロードまでの手順の説明、デモ等があった。

(4)では、インドにおけるマラケシュ条約に関する展望について報告があった。著名な作家を招いてのパネルディスカッションの開催（[世界盲人連合（World Blind Union : WBU）](#)との共催）、知的財産権専門の弁護士との協力関係の構築など、著作権法の権利制限を実現するために様々な取組を行ったとのことであった。また、アクセシブルな資料の全国的な標準規格がないことが高いハードルとなっていること、資金提供機関から著作権侵害の懸念が示されたこと、多言語国家であるインドの言語に対応する技術を開発する難しさ等、課題についても言及があった。

<sup>3</sup> [Getting Started: Implementing the Marrakesh Treaty for persons with print disabilities: A practical guide for librarians](#)

<sup>4</sup> 例として挙げられたのが、[HLMDD Outcome Document](#)（国連「障害と開発に関するハイレベル会合」の成果文書）。手話ビデオとテキストの強調表示が連動していて、目次やテキストの段落をクリックしてビデオを操作することができる。

<sup>5</sup> Internet protocol television の略称。インターネットの IP 技術を利用してテレビ映像を配信するサービス。

<sup>6</sup> 報告時点で、41 の「権限を与えられた機関（Authorized Entity）」が加盟、361,000 以上のタイトルがオンライン目録で検索できる。

<sup>7</sup> Association Valentin Haüy（フランス）が最多の 2,900 ダウンロード、次いで Blind Foundation（ニュージーランド）が 2,500、Canadian National Institute for the Blind（カナダ）が 1,700。

<sup>8</sup> 英語が最も多く約 12 万タイトル、スウェーデン語が 8 万 5 千、オランダ語が 4 万 9 千。

<sup>9</sup> 無料であること、電子ファイルの交換が安全にできること、この目録一つで様々な言語や形式の資料を探せること等。

(5)では、ラテンアメリカでマラケシュ条約に調印したのは16か国、批准は13か国だが、実施しているのはウルグアイのみという現状が報告された。情報アクセスの重要性への理解や条約についての知識の普及を図ることで状況を打開しようと、図書館員が国を越えてインターネット上で協力し、活発なコミュニティを形成している事例が紹介された。

### 3. レファレンス情報サービスの「ギアシフト」

図書館サービス部会に属するレファレンス情報サービス分科会（Reference and Information Services Section）では、「ギアシフトするレファレンス情報サービス（Reference and information services shifting gears - Reference and Information Services）」<sup>10</sup>と題して、(1)国境なき図書館（[Libraries Without Borders](#)（以下、「LWB」という））、(2)[ケント州立大学図書館](#)の発表とワークショップが行われ、筆者も一部聴講した。

(1)は国際NGOのLWBによる発表で、今日の社会では、溢れる情報から真実を判別することが課題であり、利用者を適切に案内するために求められる能力について論ずるものであった。情報量は増えているが、アクセシビリティは低下しているのが実態であり、図書館員は社会的弱者と公共サービスの橋渡しをするファシリテーターとなるべきであると述べられた。そのために必要なスキルとして、需要を的確に把握するためのコミュニケーション能力、アウトリーチ活動、サービスのプ

ロトタイピング等を挙げている。LWBのアウトリーチ活動の例として、“Wash and Learn”プログラム<sup>11</sup>が紹介されていた。

(2)では、まず、大学の学位プログラムは物理的な空間から仮想空間に移行してきているが、遠隔では図書館サービスを十分に活用できないという状況が報告された。時間や場所の制約で来館できない学生の需要も満たせるよう、伝統的な図書館サービスに潜在する問題を調査して新しい方法へ変更することが必要であると論じた。そのためには、従来のレファレンスライブラリアンのみでなく、ソフトウェアやロボット工学分野の出身者など、情報リテラシーの指導能力と知識を持つ図書館員を、大学と連携して育てていく体制が必要であるとも述べられた。

図書館が開催したハッカソン<sup>12</sup>が、STEM（科学・技術・工学・数学）分野の学生にとって図書館サービスに興味を持つきっかけとなったという事例報告もあった。また、ワークショップ等をオンラインで実施した経験では、ブラウザ上で使える共同作業環境とウェブ上のテレビ会議を併せて使う方法が有効であったなど、具体的なツール<sup>13</sup>の例示もあった。

### 4. おわりに

全体を通して感じたのは、どの分野においても、情報技術を理解し活用することで、図書館サービスは大きな改善を図ることができるということであった。一方、ポスターセッションの場で、ある国の図書館員から聞いた話も印象に残った。その国ではIT環境が整

<sup>10</sup> それぞれの発表者、タイトルは以下のとおり。

(1) Jérémy Lachal, Muy-Cheng Peich, Adam Echelman and Allister Chang “Librarians as information champions in a world of infobesity and fake news”

(2) Trevor Watkins “Librarians Beyond the Brick and Mortar: A Framework for Embedding STEM Library Services in Virtual Spaces”

<sup>11</sup> コインランドリーに本や電子図書館端末を設置し、司書が利用ガイダンスを行う学習プログラム。

<sup>12</sup> 複数のIT技術者やシステム開発者などが会場に集合してプログラムを書き続け、プログラム開発のアイデアや力量を競うイベント。

<sup>13</sup> 例として挙げられたのはAWS Cloud9、Googleドキュメント、Zoom、Tywi等。

っていないため、紙での調べ物が主流であり、地域の図書館と学校が協力して、子供向けにインターネットやデータベースでの調査方法を教えているということであった。

図書館を利用できない理由は様々で、日々の業務の中で、サービスが行き届いていないと感じることもある。利用者のニーズ、置かれた状況や抱えている困難を知ることができるよう常に意識し、全ての人が必要とする情報に適切にたどり着けるような仕組みを実現したいと改めて認識する機会となった。

(あおやま まき)

# 平成 30 年度国立国会図書館長と行政・司法各部門支部図書館長との懇談会

## 国立国会図書館総務部支部図書館・協力課

平成 30 年 11 月 19 日、国立国会図書館（東京本館）において、標記懇談会が実施された。羽入国立国会図書館長の挨拶の後、中央館から 1 件、支部図書館から 2 件の報告を行い、休憩を挟んで特別講演、その後懇談を行った。

中央館からは、「支部図書館機能の強化に向けたデジタルアーカイブ活用の可能性」と題して、田中総務部長から、中央館が運用する様々なデジタルアーカイブの支部図書館による活用の可能性について、支部図書館が発信するデジタルアーカイブとの連携の事例<sup>1</sup>等を含めて報告した。



支部 [総務省統計図書館](#) からは、「総務省統計図書館の概要」と題して、奥積支部総務省統計図書館長から、同館の概要と明治百五十年記念展示サイト「[統計の黎明とその歴史](#)」の構築等の直近の取組についての報告がなされた。統計に関するレファレンスは、専ら外部の一般利用者からで、件数は 3,300 件（平成 29 年度）に達するが、統計がインターネッ

トで公開されるに従って、単純な統計数値に係るレファレンスが減少していったということが注目された。

支部 [経済産業省図書館](#) からは、「支部経済産業省図書館の概要と取組」と題して、山内支部経済産業省図書館長から、同館の概要とデジタル化や利用促進の課題について報告された。利用促進の具体例として、特設図書コーナーで、毎月テーマを決めて選書・排架し、ポスターやメールで職員に広報していることや、（イントラネットの）書評リレーのコーナーにおいて、職員に気に入った本や紹介したい本の書評を執筆してもらっている取組が関心を集めた。

特別講演では、福井健策氏（骨董通り法律事務所代表パートナー）から、「デジタルアーカイブ構築の意義と課題 ～デジタル資産の覇者となれ」と題して、

- ・ アーカイブをめぐる世界の状況
  - ・ 日本において、「ヒト、カネ、権利」の三つの壁がデジタルアーカイブの前にどのように立ちはだかっているか
  - ・ この壁を乗り越えるために、これまで利用裁定制度をはじめとする法規改正や運用改善がどのように行われてきたのか
  - ・ 今後どのような課題があるのか
- について講演が行われた。

<sup>1</sup> 国立国会図書館サーチで支部農林水産省図書館、農林水産技術会議事務局つくば分館等と連携。本懇談会開催後の 12 月 25 日から支部最高裁判所図書館とも連携を開始した。



著作権保護期間延長は避けられず、作品を提供する上で困難な課題は多いが、デジタルアーカイブを振興し、古い作品が歴史に埋没することを食い止め、次の世代に伝え、世界に発信していく責務が我々にはあるという御意見が強く印象に残った。

(しぶとしょかん・きょうりよくか)

# 第 104 回全国図書館大会東京大会第 19・20 分科会に参加して

—明日から始める！土業連携と図書館—

東京大学附属図書館柏地区図書課 坂牧 一博

## 1. はじめに

[日本図書館協会](#) 主催の [第 104 回全国図書館大会](#) の 2 日目、10 月 20 日（土）に法情報をテーマとする [第 19・20 分科会](#) が開催されました。政策立案に必要なエビデンスとなる資料や、社会課題を解決するためにこれまで行われた政策に関する資料、またその理念や背景について記録された資料をどのように収集するか、法律・判例・逐条解説等の法情報を必要とする利用者からの問合せにどこまで回答するか、図書館職員がどのように法情報を身につけていくか等の知見を得るために、この分科会に参加しました。

## 2. 第 19・20 分科会

本分科会では、『明日から始める！土業連携と図書館』というテーマで、調布市立図書館と東京都行政書士会、鎌倉市図書館、神奈川県行政書士会、鳥取県立図書館が実践している法情報セミナー等の事例報告がありました。その後に登壇者をパネリストとして質疑応答・意見交換が行われました。以下、順に報告します。

[調布市立図書館](#) では、2014 年から、「まちの法律家」である行政書士を講師として、『[暮らしに役立つ法務ミニセミナー](#)』と題したセミナーを開催しています。専門家の解説により、テーマへの理解を深め、読書の敷居を低くし、図書館の所蔵資料の利用につなげる好循環が生まれています。

講師を引き受けている [東京都行政書士会](#) も、2009 年に始まった裁判員制度の啓発普及

のため、地域の情報機関である図書館と連携し、「あらゆる人、あらゆる世代に法情報を提供する」という活動を広げる場としてセミナーを活用できているとのことでした。

[鎌倉市図書館](#) からは、「暮らしのお役立ち講座」として、行政書士、税理士、医師、保健師、社会福祉士等と連携事業を行っている事例が報告されました。専門家と司書の連携は、事業の目的を共有しやすいので継続して実施できます。イベント参加者は、図書館資料やデータベースに触れ、専門の相談先や機関を知る機会を持つことができます。また、イベントに関わった関係団体は図書館の存在や活用のヒントを得ることができ、図書館は連携した先のニューズレター等の情報を得る機会となっています。

神奈川県下の図書館と連携している [神奈川県行政書士会](#) の「図書館セミナー」は、2010 年から、セミナー終了後に相談会を行う形式で開催されています。開催に係る資料の準備、講師と相談人の派遣費用は神奈川県行政書士会が負担し、資料の印刷、場所の準備、利用者への周知は図書館が行っています。この取組により、地域住民の身近な法律専門家として行政書士の存在を知ってもらい、相談いただく機会にもなっているとのことでした。

[鳥取県立図書館](#) では、2006 年から、裁判所、検察庁、弁護士会等の協力を得て外部委員会を設け、『[法律情報サービス](#)』を始めました。2008 年には「困りごと解決支援」の要素を加え、トラブル解決に役立つ情報を 1 枚の用紙

にまとめたパスファインダー「法情報検索マップ」(現：[暮らしの困りごと解決ナビ](#))を作成し、図書館玄関前に陳列して提供しています。また、図書館内で、行政書士会や司法書士会と共催で定期的に無料相談会を実施したり、労働局や法テラス等と連携したセミナー・講座を開催したりすることにより、県民が法律や制度について、専門家に相談したり学んだりする機会を提供しています。図書館が所蔵資料だけでなく、支援団体・関係機関とつながることにより、専門家に相談できる窓口となり、相談者が問題解決できる場所になっています。

その後、質疑応答・意見交換が行われました。



質疑応答・意見交換の様子

Q. 法律の基礎知識をどのように身につけているか？

A. 図書『リーガルリサーチ』や関連団体のホームページで、法律の調べ方、法律トラブルの指南書を読む。利用者からの問合せと一緒に汗を流す。図書館の研修に参加する。グループで新刊書の選書を行う。イベントのために勉強する。過去のレファレンス記録を読む。専門家にお勧め図書を訊く。

Q. なぜ図書館が法情報のイベントやセミナーを開くのか？

A. イベントなどの開催を通して利用者の問題解決の役に立つ。地域の情報のハブとしての図書館、課題解決型図書館として、人・ま

ち・社会を育む情報拠点となるためにも、専門家や専門団体との連携を図ることが求められている。図書館は、安全で公平で中立な場所であるので、問題解決を提案できる専門家へとつなぐ役割を担える。図書館の書棚に図書を並べておけばよい時代ではない。

Q. 連携している行政書士の方は、図書館にどのような情報を求めているか？

A. 図書館と連携をするときに困ったことは、どこが連携の窓口かが分からないこと。担当窓口名、電話番号、メールアドレスをホームページ等に掲載してあると分かりやすい。連携してイベントを開催するに当たって、どこまでの業務を分担できるか、会場の手配やお知らせを行ってくれるか否かについて、事前にとり決めがあるとスムーズにイベントの準備が進められる。

Q. 法情報のレファレンスで、利用者からの問合せにどう対応しているか？

A. 相談者は、自分に有利な立場で判断例を選んで読んでしまうので、複数の図書を提供するなどの配慮をする。調べ物の回答を探すときは、対話をしながら、お互いに確認し合いながら、調べ物をする。

### 3. おわりに

今年の全国図書館大会のテーマは、『市民とともに成長する図書館—図書館専門職の力—』でした。図書館が、地域に対し、地域に住む人に対し、人の一生にわたる学びに対し、様々な利害関係者をつないで、困難や問題の解決に貢献する「図書館の力」を共有しました。士業連携をクローズアップしたこの分科会は、本大会のテーマに時宜を得た内容でした。

(さかまき かずひろ)

(本稿は、筆者が支部文部科学省図書館在籍中に執筆したものである。)

## 【支部図書館紹介】

# 支部特許庁図書館を見学して

海上保安庁装備技術部管理課 鮫島 一洋

## 1. はじめに

平成 30 年度行政・司法各部門支部図書館職員特別研修「支部特許庁図書館見学」が平成 31 年 2 月 8 日（金）に実施され、各支部図書館等から 19 名の参加者が集まりました。

## 2. 特許庁図書館の概要

現「特許庁図書館」の前身となる図書館が制度上正式に設置されたのは明治 20 年ですが、実質的には明治 17 年に農商務省工務局内に商標登録所が設置された際、同所に置かれた図書館が始まりであり、その後、幾多の変遷を経て、現在に至っています。

特許庁図書館は、産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）関係の唯一の専門図書館として、国内外の産業財産権、法律関係の図書等を中心に収集しているほか、一般行政事務に必要な図書等も収集しています。

蔵書は、和図書約 32,000 冊、洋図書約 5,400 冊、逐次刊行物 1,102 タイトルのほか、マイクロフィルム・CD 等の非図書資料 2,240 種を所蔵しており、職員のみならず、一般利用者にも公開しています。

現在は、特許庁本庁舎改修工事のため仮設場所に縮小して移転し、運営を行っています。

## 3. 移転の際の問題点

図書館の移転に際し、苦勞した点を司書の方々から伺いました。

工事が始まった平成 26 年 12 月から平成 27 年 2 月中旬までは、地下 1 階の小さな仮書庫 4 箇所の書棚、キャビネット、折りたた

みコンテナボックスに資料を収納しましたが、それでもスペースが不足し、やむなく地下 2 階の駐車場にもコンテナを置きました。結果、仮書庫が分散していたため、資料を探すのに時間がかかってしまいました。

新たな仮書庫として地下 2 階の広い多目的会議室に書架を設置し、平成 27 年 2 月中旬～下旬にかけて 5 箇所に分散していた資料を 1 箇所に集約しました。しかし、専用の書庫ではないので天井が不必要に高く、勤務時間外は空調が切れることから空気が滞留し、温度や湿度をコントロールできません。そのため、資料の保管環境としては好ましくなく、湿気対策として送風機や除湿剤を設置しています<sup>1</sup>。

移転前の閲覧方法は、開架式だったので利用者自ら資料を探すこともできました。移転後は仮書庫で保管し閉架式になったため、出納制となりました。そのため、司書はよく聞かれる資料を把握していることが求められます。

## 4. 閲覧室及び書庫の見学

閲覧室は、地下 1 階にあり、面積 53 m<sup>2</sup>、席数 12 席です。閲覧、貸出の割合が多い特許・実用新案・意匠・商標・著作権関連の図書を主に置いています。「特許庁図書分類表」に従い、産業財産権に関する資料は独自分類の「特」を用いています。

<sup>1</sup> 見学の翌週、カビ対策として業者による書庫清掃も行った。（編集部注）



**閲覧室の内部 1**

図書館の利用に際し、以前までは、複数の書類<sup>2</sup>の記載が必要でした。司書の方々が試行錯誤を繰り返し、特許庁職員に対しては職員用図書館利用書という1枚の書類にまとめ、一般利用者には閲覧票という1枚の書類に記入をお願いしています。

カウンターには、複写の際にページを指定する葉が用意されており、資料の複写の際に使用します。利用者への心配りが感じられました。



**閲覧室の内部 2**

資料の大部分が保管されている書庫は地下2階にあり、面積は184㎡で、約140列の自動集密書架と、その奥のキャビネットに、製本済雑誌、洋書、一般書籍、行政資料のほか、特別コレクションや貴重資料が配置されています。

資料請求の都度、司書の方々が書庫に降り

て行き、書架を移動させ該当の資料を見つけ、利用者に渡しています。



**広い多目的会議室を利用した書庫**

## 5. おわりに

今回の研修で、支部特許庁図書館の皆様が、利用者の利便性を図るため、日々、知恵を絞り工夫を凝らしていることや、図書館の移転には多大な労力と入念な準備が必要なことがわかりました。

最後に意見交換の時間がありましたが、他にも2館の支部図書館が耐震工事等で移転を予定しているとのことで、いろいろな質問が出ていました。図書館の移転を経験することは滅多になく、遭遇した職員は困惑することになります。中央館及び支部図書館の間で、移転のノウハウの共有・継承をしていける仕組みがあれば良いと考えました。

今回の研修では、御多忙中、丁寧に対応していただいた支部特許庁図書館の皆様にご心から御礼を申し上げます。ありがとうございました。

(さめしま かずひろ)

(本稿は、筆者が支部海上保安庁図書館在籍中に執筆したものである。)

<sup>2</sup> 職員は3種類（職員入室名簿・図書閲覧依頼書・借用書）、一般来館者は2種類（閲覧票・図書閲覧依頼書）。

## 【専門図書館紹介】

# お茶の水女子大学附属図書館を見学して

支部総務省統計図書館 熊澤 建治

## 1. はじめに

[お茶の水女子大学](#)は、明治初期に創立された東京女子師範学校から始まり、昭和初期に現在の場所に移転してからも既に 80 年を越える歴史を持つ女子大学である。

同大学の [お茶の水女子大学附属図書館](#) (以下、「同館」という。) は、平成 30 年 4 月にリニューアルオープンした。平成 30 年度行政・司法各部門支部図書館職員特別研修として、11 月 13 日に同館を訪問する機会を得た。

## 2. 同館における取組

### 2. 1 学生に対してのリテラシー教育

同館では、学生が自ら必要な情報を収集し、発信できるスキルを習得するために、大学図書館の情報・空間・人的サービスの活用方法を身に付けるリテラシー教育が行われている。

新入生必修授業「情報処理演習」内の 1 コマで図書館職員が講師を担当している「情報探索基礎講習」では、課題の設定から論文作成までのプロセスが提示され、その過程で必要となる文献・情報の調べ方、メディアの種類による特性、利用・引用する際の著作権法に関する注意等が教授されている。文献・情報の見方や資料の排架場所といった新入生向けの利用方法の単なる説明だけではなく、卒業後も一生役に立つ考え方の基本を伝えるものとして、大学の教育的役割の一翼を担っている。

### 2. 2 学生協働

同館では LiSA と LALA という学生協働の取組が行われている。

LiSA (Library Student Assistant) は、

学生が図書館での業務を体験することによりキャリア形成を行う図書館インターンシップのことである。教育の一環として設置された制度である。社会人基礎力を身に付けるため、単なるボランティアではなく、奨励金を大学が支払い、図書館業務の担い手として職員と共に基本的な図書館業務に携わるほか、[ブログ](#)・[Twitter](#)等を通して学生主体の PR を行い、学生の視点が新しいサービスに結び付けられるきっかけともなっている。

また、[LALA \(Library Academic Learning Adviser\)](#) は、学部生に対して学習支援業務を行う大学院生のことである。指導をするという立場ではなく、相談者が自分自身で問題を解決できるようなアドバイスをするという立場で支援を行っている。LALA 自身の成長を図るのに加えて、教員と学生をつなぐ役割も期待されている。

### 2. 3 リニューアルに当たって利用者サービスのために考慮したこと

工事期間は 1 年ほどであったため、利用者への影響を考慮して、全館閉館を最小限にした上で、増築・改築特設ホームページを設け進捗状況をきめ細かく発信する等、図書館利用に関する広報を丁寧に行った。また、館内設備等の設計に当たっては、予算とスペース上の制約の中で同館に本当に必要なものは何かを絞り込み、学生・教員を対象としたニーズ調査や LiSA、LALA との家具等合同見学会等を行い、利用者の声を反映した。閲覧用の椅子机等も、学生も含めた意見で選定され、デザイン性にも優れたものが配置されている。

### 3. 館内施設について

#### 3. 1 エントランス

同館は、学生証等の大学発行の身分証や利用者カードで入館ゲートを通して入館する。ゲート手前の出入り自由のウェルカムラウンジには、当日の新聞や LiSA が選書したキャリアカフェ文庫、除籍本の自由持ち帰りコーナー、テーマ展示（見学時は創設 140 周年記念展示）があり、気軽にくつろげるスペースとなっている。キャリアカフェ文庫には、書籍を紹介する若い感性の香るポップがつけられている。

家具類に目を向けると、アンティークな椅子等も現役で使用されていた。また、ベヒシュタイン社製のグランドピアノ（昭和初期に附属高校の生徒の保護者が寄付した世界的な名器）が現在でも演奏可能な状態で保存されており、月に一度は音楽表現コースの学生によるコンサートが開かれているとのことである。



ウェルカムラウンジ

#### 3. 2 1階コモンズフロア

総合カウンターがあるほか、オープンな空間のグローバルラーニングコモンズは、グループで話し合いながら学習に利用することができる。本研修の会場となったプレゼンテーションルームのほか、予約不要でグループミーティングに利用できる小部屋（ミニコモンズ）、学習支援が受けられる LALA デスク、

PC サポーターのいる PC スクエア等もある。PC やホワイトボードの貸出も行っており、グループ学習やプレゼンテーション練習等、多目的に利用することができる。事務室との境がガラス張りとなっているのも、同館の目指す「開放された図書館」を体現していた。



1階 グローバルラーニングコモンズ

#### 3. 3 2階ラーニングフロア

書架と閲覧スペースを中心とした配置がなされている。今回のリニューアルで増築した部分には、広々とした机のアカデミックラーニングスペースが設けられた。リニューアル前は、試験前に座席が足りないとの声があったが、リニューアル後はかなり解消された。書架の通路幅を広げたことで、資料を取りやすくすると同時に災害時の安全性も向上した。とりわけ静寂を保つクワイエットラーニングルームや大学院生用研究スペース、また、以前のカウンターがあった場所の段差を活かしたリラククススペース等、利用目的に応じた多種多様な空間が用意されていた。



2階 リラククススペースから一般図書館の書架を望む

### 3. 4 全体を通して

全体的に明るく広々とした空間で、学生の利用に配慮した設備が随所に見られた。

比較的利用頻度の少ない図書類(1983年以前)は入館ゲートを通った後は自由に出入りできる1階のオープン書庫の集密書架に排架され、2階に排架された受入れの新しい図書類と別のブロックを形成していた。こうした工夫を通じて、利用頻度による実用性のみならず、インターネットがなかった時期の図書類と最近の図書類との対比を見ることにより、情報媒体としての書籍を時間軸で体感的に捉えることが可能となり、知識体系の歴史的な推移を実感できるのではないかと思った。



1階 オープン書庫

卒業生の著作、大学所属の教員の著作等を集めたコーナーが充実しており、図書館を利用する新生が自然に同窓意識を持ち、大学生活に溶け込める工夫もされている。

### 4. おわりに

近年、文化資本が経済的価値を生み出すことに着目して、意匠や装置等デザインの持つ価値による効用が論じられることが多いようであるが、視点を変えて見ると、同館における利用者のために吟味されたデザインが、伝統の継承と尊重に基づいた細やかな心と合わせ、自由でありながら静謐な雰囲気を醸し出している姿には経済性では表しきれないものがあつた。

最後に、懇切丁寧に説明して下さったお茶の水女子大学附属図書館の皆様に御礼を申し上げます。

(くまざわ けんじ)



## 国立国会図書館の書誌データをご利用ください！

平成 31 年 4 月から、当館の書誌データをどなたでも無償で利用できるようになりました。今までは営利を目的とする場合や、企業等にご利用いただくには申請が必要でしたが、4 月から営利・非営利の目的を問わず、申請なしにどなたでも無償でご利用いただけます。

対象は、当館が作成した書誌データのほか、典拠データ(資料の検索の手がかりとなる著者やキーワードを整理してまとめたデータ)や雑誌記事索引データ、目次情報も含まれます。また、外部機関と連携し当館のサービスを通じて提供しているデータについても、契約の範囲で提供できるものは申請なしでご利用いただけます。選書・発注、目録作成など様々な場面でご利用ください。

書誌データの内容について知りたい、図書館システムで利用したい、便利な使い方を知りたいなど、当館書誌データのご利用に際しては、以下のページをご覧ください。

- [全国書誌データ利用のためのクイックガイドページ](#)

また、当館公式 YouTube に書誌データをご利用いただくための [遠隔研修教材](#) を掲載していますので、ぜひご視聴ください。

- 国立国会図書館公式チャンネル(YouTube) [「全国書誌データの利活用」](#)

(本件に関するお問い合わせ先)

収集書誌部 収集・書誌調整課 書誌サービス係

メールアドレス: bib-dl@ndl.go.jp

(収集・書誌調整課)

## 平成 31 年度国立国会図書館行政・司法各部門支部図書館職員研修等について

国立国会図書館で実施している行政・司法各部門支部図書館の職員を対象とした研修のうち、本年度新規配属職員研修、司書業務研修の予定についてお知らせします。

**【新規配属職員研修】** I、II は 2 回実施。5 月 24 日（金）のみ終日、その他は半日での実施。

月 日	科目内容	備考
5 月 17 日（金）	I－① 支部図書館制度等に関する説明会	24 日にも II とともに 1 日コースで実施。
	－② 国立国会図書館の見学	
5 月 21 日（火）	II－① 利用者サービス案内の基礎	24 日にも I とともに 1 日コースで実施。
	－② 国立国会図書館オンラインの検索、各種サービスと申込方法	
5 月 24 日（金）	I－① 支部図書館制度等に関する説明会	※秋にも I、II を 1 日コースで実施予定。
	－② 国立国会図書館の見学	
	II－① 利用者サービス案内の基礎	
	－② 国立国会図書館オンラインの検索、各種サービスと申込方法	
5 月 28 日（火）	III－① 国立国会図書館における複写サービスと著作権	
	－② 調べ案内ーレファレンスツールの基礎	
	－③ 交流会	

**【司書業務研修】** 最終日のみ終日、その他は半日での実施。

月 日	科目内容
6 月 4 日（火）	オリエンテーション
	特定テーマ（館外講師）
6 月 7 日（金）	図書館資料の保存のための講義及び実習（予防的保存を中心に）
6 月 11 日（火）	目録法入門
6 月 14 日（金）	レファレンスサービスー科学技術分野
	レファレンスサービスー新聞情報
6 月 17 日（月）	分類法入門
6 月 19 日（水）	レファレンスサービスー経済社会分野
	レファレンスサービスー人文分野
6 月 24 日（月）	レファレンスサービスー判例の探し方（館外講師）
6 月 28 日（金）	レファレンスサービスー法令の探し方
	著作権制度の概要（仮）（館外講師）
	報告・懇談会

今回ご紹介した他にも特別研修を予定しています。支部図書館の皆さまには詳細が決まり次第、通知いたします。

### 国立国会図書館：図書館職員を対象とする研修

このほか、国立国会図書館では図書館職員を対象とする研修として、遠隔研修、集合研修など各種取り揃えています。詳細は以下をご覧ください。

国立国会図書館 HP トップ > 図書館員の方へ > 図書館員の研修 > [平成 31 年度の研修](#)

### 参考

#### 専門図書館協議会：

平成 31 年度総会・全国研究集会（東京） 平成 31 年 6 月 20 日（木）・21 日（金）

#### 日本図書館協会：

平成 31 年度（第 105 回）全国図書館大会（三重大会） 平成 31 年 11 月 21 日（木）～22 日（金）

#### 平成 31 年度第 21 回図書館総合展：

平成 31 年 11 月 12 日（火）～11 月 14 日（木）

## 日 誌 (平成 30 年 11 月～平成 31 年 3 月)

平成 30 年	9 月 18 日 ～12 月 14 日	支部図書館・分館ヒアリング
	11 月 5 日	平成 30 年度第 2 回兼任司書会議
	11 月 13 日	平成 30 年度行政・司法各部門支部図書館特別研修 「お茶の水女子大学附属図書館見学」
	11 月 19 日	平成 30 年度国立国会図書館長と行政・司法各部門支部図書館長との懇談会 特別講演「デジタルアーカイブ構築の意義と課題 ～デジタル資産の覇者となれ」 (館外講師：福井 健策 (骨董通り法律事務所 代表パートナー))
平成 31 年	1 月 1 日	支部図書館長異動 消費者庁図書館 廣瀬 健司 (前 金子 浩之)
	1 月 22 日	支部図書館長異動 日本学術会議図書館 阿蘇 隆之 (前 荒木 潤一郎)
	2 月 1 日	平成 30 年度行政・司法各部門支部図書館特別研修 「図書館の保存環境整備に関する基礎知識」 (館外講師：佐野 千絵 (東京文化財研究所 保存科学研究センター長))
	2 月 8 日	平成 30 年度行政・司法各部門支部図書館特別研修 「支部特許庁図書館見学」
	2 月 18 日	平成 30 年度第 3 回兼任司書会議
	3 月 8 日	平成 30 年度第 2 回中央館・支部図書館協議会幹事会
	3 月 19 日	平成 30 年度第 2 回中央館・支部図書館協議会

## 国立国会図書館刊行物紹介（平成30年11月～平成31年3月）

当館 HP に公開されている刊行物の中から、平成30年11月～平成31年3月の間に公開された記事の一部を紹介します。

### [『国立国会図書館月報』](#)

国立国会図書館の蔵書や各種サービスについて総合的に紹介する広報誌です。2004年4月以降はPDF形式でご覧いただけます。

- 開館70周年記念展示講演会（東京）  
一冊の中には小宇宙～江戸時代のスクラップブックを開く～ ロバート キャンベル ([695号 \(2019年3月\)](#))
- 第84回 IFLA 年次大会 ([694号 \(2019年2月\)](#))
- 本の森を歩く 第18回 物語と法 ([693号 \(2019年1月\)](#))
- 未来を読めたかな? ([692号 \(2018年12月\)](#))
- 納本制度をご存知ですか?—国際シンポジウム「納本制度の過去・現在・未来」報告 ([691号 \(2018年11月\)](#))
- ([2018年刊行分一覧](#))
- ([2017年刊行分一覧](#))

### [『調査と情報』—Issue Brief—](#)

国政上の重要課題について、その背景・経緯・問題点等を簡潔にとりまとめた雑誌です。

- No.1051 「[諸外国の公共放送—インターネット時代のサービス、財源—](#)」 (2019.3.28)
- No.1050 「[我が国における医療技術評価—現状と制度化に向けた課題—](#)」 (2019.3.28)
- No.1049 「[米国の通商政策の動向](#)」 (2019.3.18)
- No.1048 「[諸外国の大学授業料と奨学金【第2版】](#)」 (2019.3.18)
- No.1047 「[フランスの議会制度](#)」 (2019.3.14)
- No.1046 「[フランスの議会質問制度](#)」 (2019.3.14)
- No.1045 「[アメリカ合衆国の議会制度](#)」 (2019.3.7)
- No.1044 「[仮想通貨は「通貨」なのか—「支払手段」としての仮想通貨について—](#)」 (2019.3.5)
- No.1043 「[戦後の我が国における主要政党の変遷](#)」 (2019.2.28)
- No.1042 「[マイナンバーカードに関する動向](#)」 (2019.2.28)
- No.1041 「[朝鮮半島をめぐる動向：解説と年表—第二次世界大戦終結後—](#)」 (2019.2.26)
- No.1040 「[諸外国における戦後の憲法改正【第6版】](#)」 (2019.2.19)
- No.1039 「[学校におけるいじめ問題の現状と課題](#)」 (2019.2.14)
- No.1038 「[仮想通貨技術を利用した資金調達—ICOの規制をめぐる動向—](#)」 (2019.2.14)
- No.1037 「[ドイツの議会質問制度](#)」 (2019.2.7)
- No.1036 「[周波数割当手法をめぐる議論—諸外国の周波数オークションを参考に—](#)」 (2019.2.5)
- No.1035 「[平成31年度税制改正案の概要](#)」 (2019.1.31)
- No.1034 「[介護人材確保のための施策の概要](#)」 (2019.1.20)

- No.1033 「[平成 31 年度予算案の概要](#)」 (2019.1.24)
- No.1032 「[超高齢社会と金融の役割](#)」 (2019.1.17)
- No.1031 「[東京電力への公的支援の現状と課題](#)」 (2018.12.25)
- No.1030 「[仮想通貨交換業をめぐる金融行政の課題](#)」 (2018.12.18)
- No.1029 「[消費税率引上げの影響と対策](#)」 (2018.12.18)
- No.1028 「[イギリスの議会質問制度](#)」 (2018.12.6)
- No.1027 「[恩赦制度の概要](#)」 (2018.12.6)
- No.1026 「[食品ロス対策の現状と課題](#)」 (2018.12.4)
- No.1025 「[子供に対する性犯罪の現状と課題](#)」 (2018.11.22)
- No.1024 「[賃金から見た外国人労働者問題](#)」 (2018.11.15)
- No.1023 「[上がらない物価の謎と金融政策の修正](#)」 (2018.11.8)
- No.1022 「[豪雨に関する防災情報と住民避難](#)」 (2018.11.8)
- ・ ([2018 年刊行分一覧](#))
- ・ ([2017 年刊行分一覧](#))

### 『外国の立法』

諸外国の立法動向を簡潔にまとめています。季刊版と月刊版があります。

- 「[フランスにおける性犯罪防止対策強化—性的暴力及び性差別的暴力との闘いを強化する 2018 年 8 月 3 日の法律第 2018-703 号—](#)」 (No.279 (2019 年 3 月 : 季刊版))
- 「[【フランス】 2019 年予算法](#)」 (No.278-2 (2019 年 2 月 : 月刊版))
- 「[【アメリカ】 2018 年連邦航空局 \(FAA\) 再授権法](#)」 (No.278-1 (2019 年 1 月 : 月刊版))
- 「[【アメリカ】 アメリカの 2017 年女性、平和及び安全保障法](#)」 (No.278 (2018 年 12 月 : 季刊版))
- 「[【アメリカ】 2019 会計年度国防授権法](#)」 (No.277-2 (2018 年 11 月 : 月刊版))
- ・・・他

また、月刊版では、各国の立法情報をコンパクトにまとめた短信も掲載しています。

- ・ 2019 年 2 月 : 月刊版 [短信](#)
- ・ 2019 年 1 月 : 月刊版 [短信](#)
- ・ 2018 年 11 月 : 月刊版 [短信](#)
- ・ ([2018 年刊行分一覧](#))
- ・ ([2017 年刊行分一覧](#))

### 『カレントアウェアネス』

図書館及び図書館情報学における、国内外の近年の動向及びトピックスを解説・レビューする情報誌です。

「[図書館総合展の 20 年](#)」 (No.339 (CA1944-CA1950) 2019.3.20)

「[公共図書館の地域資料を活用した没年調査ソンのすすめ～福井県での事例から～](#)」 (No.338 (CA1939-CA1943) 2018.12.20)

・・・他

※※次号『びぶろす』85・86号のお知らせ※※

2019年10月発行予定です。



83・84 合併号

平成31年4月

発行 / 国立国会図書館総務部

ISSN : 1344-8412

web版ではリンクをご活用いただけます

<http://www.ndl.go.jp/jp/publication/biblos/>

 国立国会図書館  
National Diet Library, Japan